令和３年度 第２回 大船渡市国民健康保険運営協議会

日　時：令和３年 12 月２日（木）午後６時 30 分
場　所：大船渡市役所　地階大会議室

〈 次　　第 〉

１　開　　会

２　副市長あいさつ

３　会長あいさつ

４　会議録署名委員の指名

５　議　　事

⑴　諮問第１号　国民健康保険税の税率改正について【資料１－１、１－２】

⑵　諮問第２号　大船渡市税条例の一部を改正することについて【資料２】

⑶　諮問第３号　大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて【資料３】

⑷　諮問第４号　令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第２号）を定めることについて【資料４－１、４－２】

６　そ　の　他

７　閉　　会

諮問第１号

国民健康保険税の税率改正について

国民健康保険税の税率改正について、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和３年12月２日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第２号

大船渡市税条例の一部を改正することについて

大船渡市税条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和３年12月２日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第３号

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和３年12月２日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第４号

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第２号）を定めることについて

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第２号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和３年12月２日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

資料　１-１

国民健康保険税の
税率改正について

医療保険制度の加入者等の状況（全国）

図1 医療保険制度の加入者数等（平成29年3月末現在）

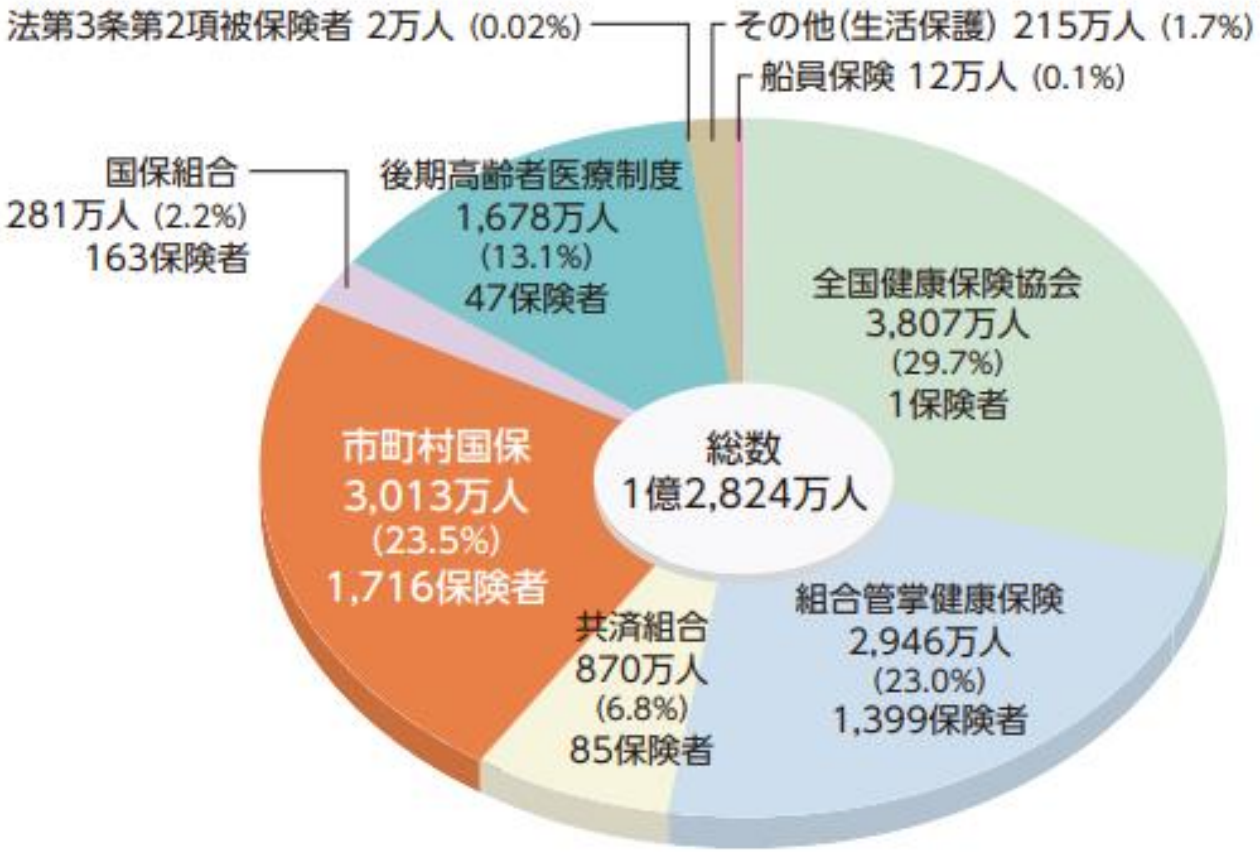

医療保険制度の加入者等の状況（全国）

国保(市町村)・協会けんぽ・組合健保の比較

	国保(市町村)	協会けんぽ	組合健保
保険者数(平成29年3月末)	1,716	1	1,399
加入者数 (平成29年3月末)	3,013万人 (1,874万世帯)	3,807万人 被保険者2,243万人 被扶養者1,564万人	2,946万人 被保険者1,628万人 被扶養者1,318万人
加入者平均年齢(平成28年度)	52.3歳	37.1歳	34.8歳
65～74歳の割合 (平成28年度)	41.1%	6.8%	3.2%
加入者一人当たり医療費(平成28年度)	35.3万円	17.4万円	15.4万円
加入者一人当たり 平均所得(※1)(平成28年度)	86万円 一世帯当たり139万円	148万円 一世帯当たり(※2)252万円	214万円 一世帯当たり(※2)387万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成28年度)(※3) <事業主負担込>	8.6万円 一世帯当たり14.0万円	11.2万円<22.4万円> 被保険者一人当たり 19.0万円<38.0万円> 平均保険料率10.00%	12.4万円<27.2万円> 被保険者一人当たり 22.5万円<49.3万円> 平均保険料率9.03%
保険料負担率(※4)	10.1%	7.5%	5.8%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の負担が 重い保険者等への補助
公費負担額(※5)(平成30年度予算ベース)	4兆3,784億円(国3兆1,581億円)	1兆1,745億円(全額国費)	737億円(全額国費)

国保制度の課題

国保制度が抱えていた構造的な課題

- ○　被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ○　被保険者の所得水準が低く、保険税の負担が重い
- ○　財政基盤が脆弱な小規模自治体が多い

⇩

平成30年度の国保制度改革

- ○　国の財政支援の拡充
- ○　県と市町村が共同で運営

制度改革後の運営方法

県の役割

- ○　国保運営方針の策定
- ○　市町村ごとの納付金を決定
- ○　市町村ごとの標準保険税率の算定
- ○　保険給付に要する費用を市町村に交付
- ○　市町村が担う事務の標準化、効率化の促進

市町村の役割

- ○　国保事業費納付金を県に納付
- ○　資格管理、保険給付
- ○　保険税率の決定、賦課・徴収
- ○　保健事業　など

国保納付金算定イメージ

- 【岩手県全体】

保険給付費（医療費）	前期高齢者交付金
	公費
	県全体で必要な納付金総額
（収入）	（支出）

市町村ごと

応能分（所得割） × 所得シェア

応益分（均等割・平等割） × 被保険者数等シェア

× 医療費水準 ＝ 市町村ごとの納付金

国保特別会計の財政状況

（１）決算と基金の状況

○　収支上は黒字であるが、繰越金、県からの貸付、基金等からの繰入金等を除いた「実質的な収支」は平成30年度から赤字が続いている

○　令和元年度には、県から4,200万円の借入れを受けている

○　令和３年度は、基金の全額を繰入れても約3,000万円の不足が見込まれ、県から追加の借入れを予定

国保特別会計（事業勘定）決算額　　**（単位：千円）**

	歳入	歳出	収支額	実質的な収　支	基　金繰入金	基金残高
28年度	5,424,046	5,318,975	105,071	81,998	0	373
29年度	5,512,480	5,413,841	98,639	39,568	0	46,373
30年度	4,617,433	4,598,413	19,020	△ 79,617	0	46,375
元年度	4,382,788	4,353,015	29,773	△ 39,244	0	46,378
２年度	4,245,547	4,225,240	20,307	△ 8,965	0	46,378
３年度	4,273,079	4,303,517	△ 30,438	△ 96,622	46,378	0

国保特別会計の財政状況

（２）今後の収支予測

○　令和４年度以降も、毎年度１億円の赤字が続く見込み

国保特別会計（事業勘定）収支予測　　**（単位：千円）**

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
歳　入	4,133,021	4,057,874	3,983,717	3,911,813
（内）国保税（現年分）	648,329	617,027	587,240	558,884
歳　出	4,236,861	4,168,296	4,088,897	4,012,092
収　　支	△ 103,840	△ 110,422	△ 105,180	△ 100,279

税率改正による
財源確保が必要

税率改正が必要な要因

（１）被保険者数・医療費・国保税の推移

○　被保険者数は、毎年度5.5%減少し、国保税は減収
　　一方、被保険者一人当たり医療費は、増加傾向

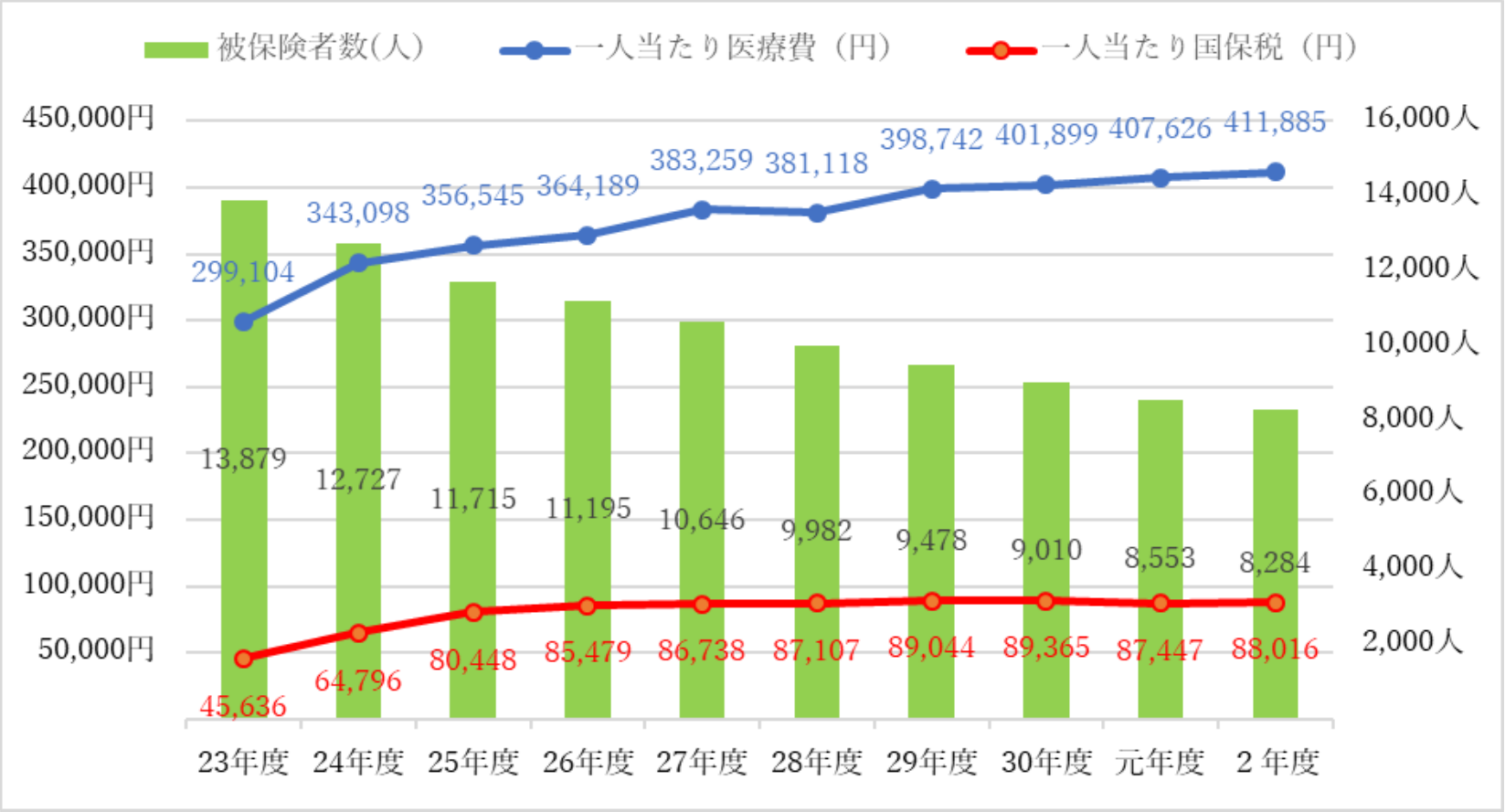

税率改正が必要な要因

（２）制度改革による影響
ア　当市の一人当たり納付金が高額となる要因

○　被保険者の所得が県内市町村と比較して高額
○　被保険者の医療費水準が県内市町村と比較して高め

被保険者一人当たりの所得水準

	30年度	元年度	２年度	３年度
一人当たりの所得（市）	556,171円	563,211円	560,444円	556,417円
県　内　順　位	8	7	8	8
一人当たりの所得（県）	501,166円	504,637円	509,260円	511,127円

被保険者の医療費水準

	30年度	元年度	２年度	３年度
大船渡市の指数	0.964	0.972	0.985	0.991
県 内 順 位	16	15	14	10
県　平　均	0.965	0.964	0.964	0.961

税率改正が必要な要因

（２）制度改革による影響
イ　納付金の推移

○　納付金は歳出総額の約24％

○　激変緩和措置は段階的に縮小

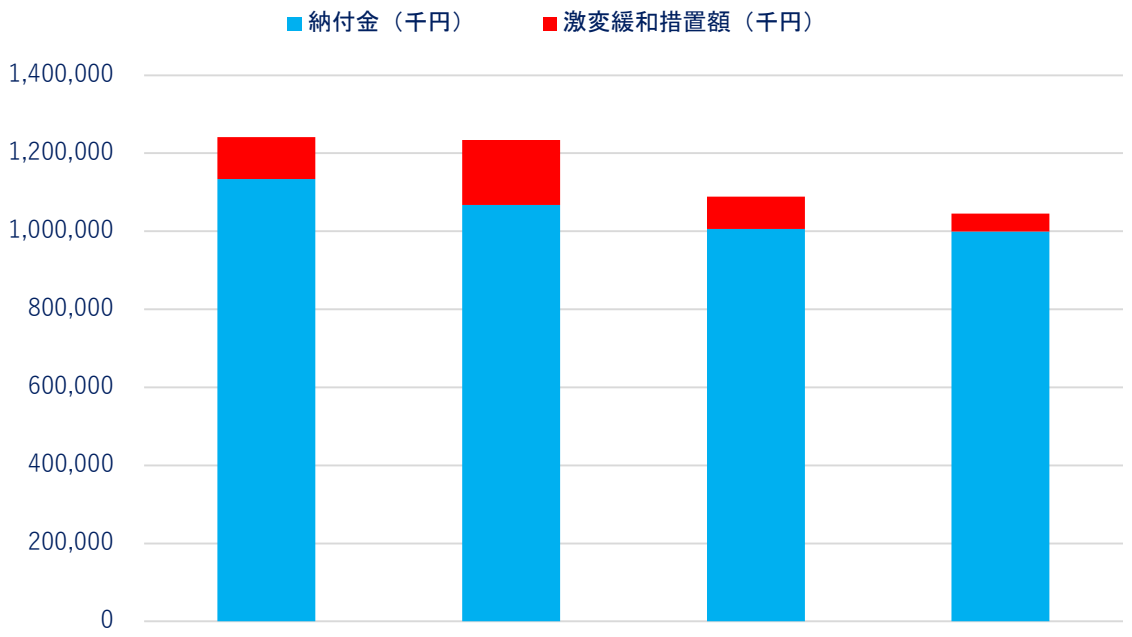

	30年度	元年度	２年度	３年度
激変緩和措置額（千円）	106,876	166,786	82,951	46,500
納　付　金　（千円）	1,134,286	1,067,573	1,006,092	999,110
歳出総額に占める納付金の割合	24.7％	24.5％	23.8％	23.2％

税率改正が必要な要因

（２）制度改革による影響
ウ　被保険者一人当たりの納付金

○　当市の一人当たり納付金は、激変緩和措置の前後どちらにおいても、ほぼ毎年度県平均を上回っている

激変緩和措置前

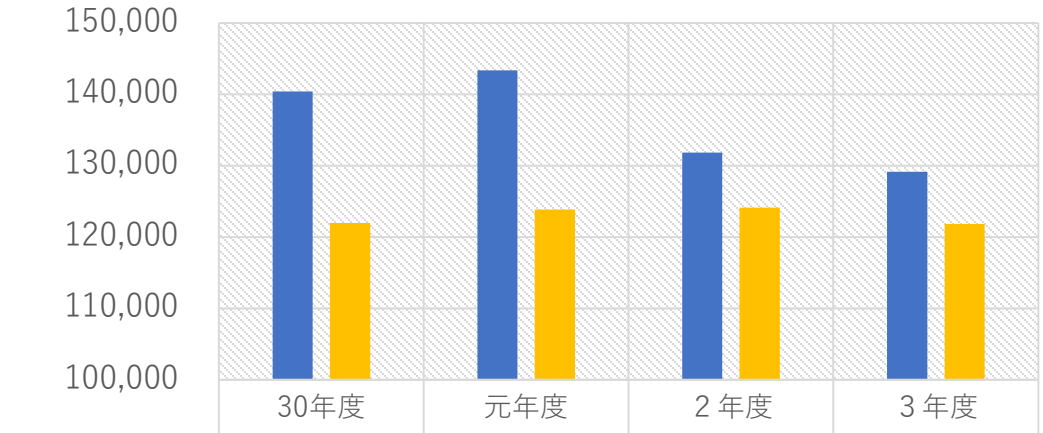

	30年度	元年度	２年度	３年度
市（円）	140,403	143,363	131,845	129,151
県平均（円）	121,971	123,862	124,125	121,829

激変緩和措置後

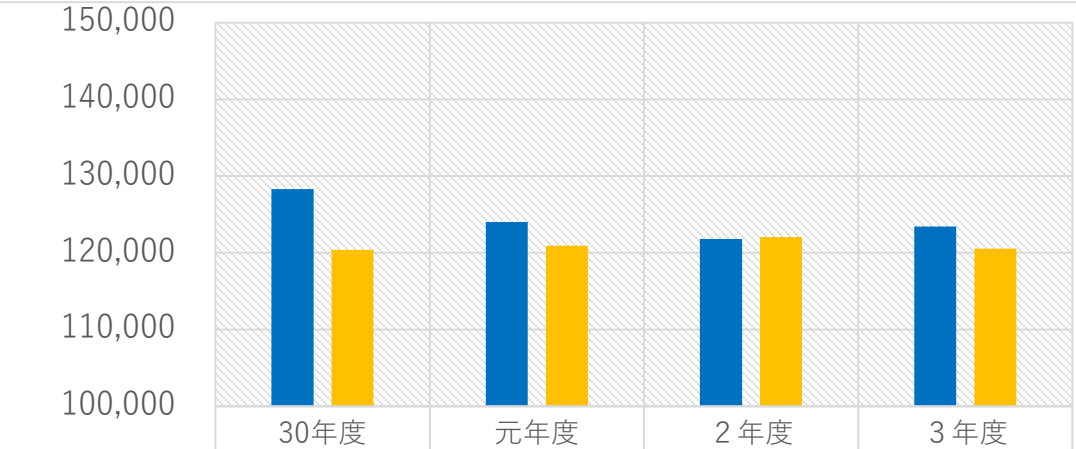

	30年度	元年度	２年度	３年度
市（円）	128,313	123,992	121,803	123,408
県平均（円）	120,397	120,929	122,031	120,540

税率改正が必要な要因

（３）東日本大震災に関する国保財政への影響

ア　医療費波及増加分に対する支援の減少

○　国からの支援は平成28年度以降減少し、令和3年度は交付がない見込み

特別調整交付金（震災医療費波及増分）

年度	交付額	年度	交付額
24年度	167,157,000円	29年度	140,916,000円
25年度	234,861,000円	30年度	93,944,000円
26年度	234,861,000円	元年度	46,972,000円
27年度	234,861,000円	２年度	23,486,000円
28年度	187,888,000円	３年度（見込み）	0円

イ　被災した被保険者等に対する一部負担金免除措置の影響

○　平成24年度までは国が免除財源のほぼ全額を負担、平成25年度以降、免除額の一割を市が負担（市負担の累計額は２億３千万円）

税率改正（案）

（１）改正時期

○　関連条例改正（案）を令和３年第４回定例会に提案し、令和４年度分の国保税から適用

（２）基本的な考え方

○　岩手県が算出した当市の標準保険税率を基本に、次の要素を加味し改正（案）を試算

ア　財源不足にならないよう税率を設定

イ　令和４年度以降の激変緩和措置額を０円で算定

ウ　県への償還金を考慮

エ　資産割を廃止し、賦課方式を４方式から３方式へ変更

オ　納期を７期から８期へ変更

税率改正（案）

（３）算定の対象

国保の世帯数・被保険者数　　（令和3年9月30日現在）

	世帯数		人口	
	世帯	割合	人	割合
大船渡市全体	14,836	100.0%	34,466	100.0%
国保被保険者	5,285	35.6%	8,077	23.4%
40歳～64歳	2,217	14.9%	2,656	7.7%

→ **医療・後期高齢者支援金分算定対象**

→ **介護納付金分算定対象**

（参考）後期高齢者医療制度　被保険者数：7,291人（加入割合：21.2%）

税率改正（案）

（４）税率の比較

		所得割	資産割	均等割	平等割
現行税率	医療分	6.60%	12.40%	19,000円	22,000円
	後期高齢者支援金分	2.30%	5.00%	6,000円	7,000円
	介護納付金分	2.20%	5.00%	8,000円	6,000円
	合計	11.10%	22.40%	33,000円	35,000円
標準保険税率	医療分	6.87%	-	28,491円	19,711円
	後期高齢者支援金分	2.37%	-	9,636円	6,667円
	介護納付金分	1.85%	-	9,611円	4,956円
	合計	11.09%	-	47,738円	31,334円
改正税率（案）	**医療分**	**7.50%**	**-**	**30,900円**	**21,400円**
	後期高齢者支援金分	**2.60%**	**-**	**10,400円**	**7,200円**
	介護納付金分	**2.00%**	**-**	**10,000円**	**5,200円**
	合計	**12.10%**	**-**	**51,300円**	**33,800円**

税率改正（案）

（５）賦課額の比較

令和3年度分賦課額による比較

	賦課額		差額 C（B－A）	増減 C/A
	現行税率 A	改正税率（案） B		
医　　療　　分	479,316,332円	555,546,372円	76,230,040円	15.9%
後期高齢者支援金分	161,306,391円	188,381,318円	27,074,927円	16.8%
介護納付金分	64,553,977円	60,475,877円	△4,078,100円	△6.3%
合　　計	705,176,700円	804,403,567円	99,226,867円	14.1%
一人当たり賦課額	86,450円	98,615円	12,165円	14.1%

（６）税率改正後の収支予測

国保特別会計（事業勘定）の収支予測　　（単位：千円）

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
歳　入	4,270,903	4,189,099	4,108,606	4,030,670
（内）国保税（現年分）	719,557	684,817	651,757	620,285
歳　出	4,236,861	4,168,296	4,088,897	4,012,092
収　支	34,042	20,803	19,709	18,578

今後の取組と課題

（１）取組

○　収納率向上対策の推進による税収確保
○　市広報や医療費通知による医療費に関する意識啓発
○　ジェネリック医薬品の利用促進
○　レセプト点検による医療費の適正化、第三者行為求償事案の早期発見
○　特定健康診査や特定保健指導の推進

（２）課題

○　保険税水準の統一

資料１－２

税率改正による影響

１　世帯構成と所得区分の状況（令和３年８月１日時点）

所得区分	世帯構成（世帯中の国保被保険者）				
	１人	２人	３人	４人以上	合計
100万円未満	35.7%	6.3%	1.4%	0.6%	44.0%
100万円以上 200万円未満	17.5%	9.8%	1.8%	0.5%	29.6%
200 万円以上 300 万円未満	6.8%	5.8%	1.0%	0.6%	14.2%
300 万円以上 400 万円未満	2.3%	2.4%	0.5%	0.7%	5.9%
400 万円以上	1.6%	2.8%	1.0%	0.9%	6.3%
合計	63.9%	27.1%	5.7%	3.3%	100.0%

当市の国保被保険者の世帯構成は１人世帯が63.9%、２人世帯が27.1%で、91.0%が１人～２人世帯となっています。また、所得区分は300万円未満の世帯が87.8%と大半を占めています。

２　モデルケースによる比較

(1)　１人世帯

●　介護納付金分あり（40歳～64歳）

所　得	43 万円以下	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
現　行	20,400 円	41,700 円	131,200 円	242,200 円	353,200 円
改正(案)	25,300 円	51,000 円	154,000 円	275,000 円	396,000 円
比　較	4,900 円	9,300 円	22,800 円	32,800 円	42,800 円

（７割軽減）　（５割軽減）

●　介護納付金分なし

所　得	43 万円以下	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
現　行	16,200 円	33,200 円	104,700 円	193,700 円	282,700 円
改正(案)	20,800 円	42,000 円	127,400 円	228,400 円	329,400 円
比　較	4,600 円	8,800 円	22,700 円	34,700 円	46,700 円

（７割軽減）　（５割軽減）

⑵　２人世帯

●　夫婦　夫：所得あり　妻：所得なし　夫婦とも介護納付金分あり

所　得	43 万円以下	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
現　行	30,300 円	58,200 円	144,000 円	275,200 円	386,200 円
改正(案)	40,800 円	76,600 円	178,000 円	326,300 円	447,300 円
比　較	10,500 円	18,400 円	34,000 円	51,100 円	61,100 円
	（７割軽減）	（５割軽減）	（２割軽減）		

●　夫婦　夫：所得あり　妻：所得なし　夫婦とも介護納付金分なし

所　得	43 万円以下	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
現　行	23,700 円	45,700 円	113,900 円	218,700 円	307,700 円
改正(案)	33,300 円	62,600 円	146,500 円	269,700 円	370,700 円
比　較	9,600 円	16,900 円	32,600 円	51,000 円	63,000 円
	（７割軽減）	（５割軽減）	（２割軽減）		

⑶　３人世帯

●　夫婦・子1人　夫：所得あり　妻：所得なし　夫婦とも介護納付金分あり

所　得	43 万円以下	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
現　行	37,800 円	70,700 円	126,200 円	300,200 円	411,200 円
改正(案)	53,200 円	97,300 円	157,800 円	367,600 円	488,600 円
比　較	15,400 円	26,600 円	31,600 円	67,400 円	77,400 円
	（７割軽減）	（５割軽減）	（５割軽減）		

●　夫婦・子1人　夫：所得あり　妻：所得なし　夫婦とも介護納付金分なし

所　得	43 万円以下	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
現　行	31,200 円	58,200 円	102,700 円	243,700 円	332,700 円
改正(案)	45,700 円	83,300 円	133,800 円	311,000 円	412,000 円
比　較	14,500 円	25,100 円	31,100 円	67,300 円	79,300 円
	（７割軽減）	（５割軽減）	（５割軽減）		

参　考

用語解説

１　国保税関係

⑴　軽減の判定基準

区　　分	判　　定　　基　　準
７割軽減	43 万円＋｛10 万円×（給与所得者等※1の数－１）｝以下の世帯
５割軽減	43 万円＋｛28.5 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者※2 数）｝＋｛10 万円×（給与所得者等の数－１）｝以下の世帯
２割軽減	43 万円＋｛52 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）｝＋｛10 万円×（給与所得者等の数－１）｝以下の世帯

※１　給与所得者等とは、給与収入が 55 万円を超える給与所得者、公的年金等収入が 60 万円を超える 65 歳未満の公的年金等所得者、公的年金等収入が 125 万円を超える 65 歳以上の公的年金等所得者をいいます。給与所得者等の数が 1 以下の場合は｛10 万円×（給与所得者等の数－１）｝の部分は計算されません。

※２　特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者に移行された後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

⑵　賦課方式

ア　応能割：担税能力に着目して課税するものです。

所得割：前年中の所得から 43 万円を控除した額に税率を適用します。

資産割：市内に所有する土地・家屋に係る当該年度の固定資産税額に税率を適用します。

イ　応益割：被保険者全員に対して同じように課税するものです。

均等割：被保険者一人につき一定の金額を課税するものです。

平等割：世帯単位で一定の金額を課税するものです。

２　国民健康保険事業費納付金（納付金）関係

⑴　国民健康保険事業費納付金（納付金）

県全体で必要な納付金総額を所得係数βにより、応能分と応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数と世帯数シェア、医療費水準を反映することにより算出される市町村ごとの納付金。

ア　所得係数β

各都道府県が行う納付金の算定に当たり、毎年度、応能分と応益分とに配分する割合を設定するための係数。岩手県の令和３年度分はβ＝0.86（小数点第３位以下は表記を省略）となっています。

イ　応能（所得）シェア

「当該市町村の国保被保険者の所得総額」÷「岩手県内の国保被保険者の所得総額」で算出される数値。**応能分**を算定する際に使用。

● **令和３年度分の数値＝4,504,752,032円÷129,644,905,420円≒3.47%**

ウ　応益（被保険者数と世帯数）シェア

（「当該市町村の国保被保険者数」÷「岩手県内の国保被保険者数」×0.7
＋
「当該市町村の国保被保険者の世帯数」÷「岩手県内の国保被保険者の世帯数」×0.3）

により算出される数値。**応益分**を算定する際に使用。

被保険者数：世帯数＝70：30の割合は「第２期運営方針」により定められています。

被保険者数のシェア＝3.19%

● **令和３年度分の数値＝（8,096人÷253,645人）×0.7**

世帯数のシェア＝3.11%

＋（4,887世帯÷157,122世帯）×0.3≒3.17%

エ　医療費水準の反映

納付金に対する医療費水準の反映程度は、医療費指数反映係数αによって調整されます。αは都道府県により０～１の間で設定することとされており、岩手県は、これまでα＝１を採用しています。

α＝1のとき、医療費指数（年齢調整後）を全て納付金に反映させることとなり、医療費指数が高いと納付金の算定も高くなります。

なお、医療費水準は「医療分」にのみ反映され、後期高齢者支援金分及び介護納付金分については反映されません。

オ　激変緩和措置

納付金の算定結果により、納付金の納付に必要な一人当たりの国保税が基準年度（平成28年度）と比較して、一定割合を超過した市町村に対し、被保険者の急激な国保税負担を緩和するため、国の特例基金などを活用し、県により講じられた措置。

激変緩和による財政支援は、対象市町村の納付金から激変緩和措置分を控除することとされており、控除前の納付金を「激変緩和措置前」、控除後の納付金を「激変緩和措置後」としています。

対象期間は、原則令和５年度までとされていますが、激変緩和措置は、制度改革の影響による急激な負担増の緩和を目的とし、年度間の平準化を図りながら、納付金の増加が緩やかな上昇となる仕組となっていることから、県全体の激変緩和措置額は段階的に縮小されています。

資料２

大船渡市税条例の一部を改正する条例について（国民健康保険税分）

１　本則

改正条項	改　正　要　旨
第140条	**（保険税の課税額）** 国民健康保険税の課税額の算定に使用している資産割の廃止に伴い、文言を整理するもの。
第141条	**（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）** 国民健康保険の被保険者に係る所得割額の税率を、100分の6.6から100分の7.5に引き上げようとするもの。
第142条	**（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）** 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を、19,000円から30,900円に引き上げようとするもの。 資産割の廃止に伴い、条ズレを整理するもの。
第143条	**（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）** 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、22,000円から21,400円に引き下げようとするもの。 (2) 特定世帯について、11,000円から10,700円に引き下げようとするもの。 (3) 特定継続世帯について、16,500円から16,050円に引き下げようとするもの。 資産割の廃止に伴い、条ズレを整理するもの。
第144条	**（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）** 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に使用する、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を100分の2.3から100分の2.6に引き上げようとするもの。
第145条	**（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）** 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を、6,000円から10,400円に引き上げようとするもの。 資産割の廃止に伴い、条ズレを整理するもの。
第145条の２	**（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）** 後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、7,000円から7,200円に引き上げようとするもの。 (2) 特定世帯について、3,500円から3,600円に引き上げようとするもの。 (3) 特定継続世帯について、5,250円から5,400円に引き上げようとするもの。 資産割の廃止に伴い、条ズレを整理するもの。
第146条	**（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）** 介護納付金課税被保険者に係る所得割額の算定に使用する、介護給付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を100分の2.2から100分の2.0に引き下げようとするもの。
第147条	**（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）** 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を8,000円から10,000円に引き上げようとするもの。 資産割の廃止に伴い、条ズレを整理するもの。

第147条の２	**（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）** 世帯別平等割額を6,000円から5,200円に引き下げようとするもの。 資産割の廃止に伴い、条ズレを整理するもの。
第148条	**（保険税の賦課期日）** 文言を整理するもの。
第150条	**（保険税の納期）** 被保険者の１期当たりの負担を緩和するため、納期を第７期から第８期に変更しようとするもの。
第161条	**（保険税の減額）** 所得が一定額以下の世帯に係る国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の軽減額を定めるもの。 (1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円を超えない世帯に係る納税義務者 イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を、13,300円から21,630円に引き上げようとするもの。 ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額 (ｲ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、15,400円から14,980円に引き下げようとするもの。 (ﾛ) 特定世帯について、7,700円から7,490円に引き下げようとするもの。 (ﾊ) 特定継続世帯について、11,550円から11,235円に引き下げようとするもの。 ハ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を4,200円から7,280円に引き上げようとするもの。 ニ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額 (ｲ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、4,900円から5,040円に引き上げようとするもの。 (ﾛ) 特定世帯について、2,450円から2,520円に引き上げようとするもの。 (ﾊ) 特定継続世帯について、3,675円から3,780円に引き上げようとするもの。 ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を、5,600円から7,000円に引き上げようとするもの。 ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額を、4,200円から3,640円に引き下げようとするもの。 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万円5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を、9,500円から15,450円に引き上げようとするもの。 ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額 (ｲ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、11,000円から10,700円に引き下げようとするもの。 (ﾛ) 特定世帯について、5,500円から5,350円に引き下げようとするもの。 (ﾊ) 特定継続世帯について、8,250円から8,025円に引き下げようとするもの。 ハ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を、3,000円から5,200円に引き上げようとするもの。 ニ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額 (ｲ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、3,500円から3,600円に引き上げようとするもの。 (ﾛ) 特定世帯について、1,750円から1,800円に引き上げようとするもの。

	(ﾊ) 特定継続世帯について、2,625円から2,700円に引き上げることについて定めるもの。 ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を、4,000円から5,000円に引き上げようとするもの。 ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額を、3,000円から2,600円に引き下げようとするもの。 (3) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を、3,800円から6,180円に引き上げようとするもの。 ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額 (ｲ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、4,400円から4,280円に引き下げようとするもの。 (ﾛ) 特定世帯について、2,200円から2,140円に引き下げようとするもの。 (ﾊ) 特定継続世帯について、3,300円から3,210円に引き下げようとするもの。 ハ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を、1,200円から2,080円に引き上げようとするもの。 ニ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額 (ｲ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、1,400円から1,440円に引き上げようとするもの。 (ﾛ) 特定世帯について、700円から720円に引き上げようとするもの。 (ﾊ) 特定継続世帯について、1,050円から1,080円に引き上げようとするもの。 ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を、1,600円から2,000円に引き上げようとするもの。 ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額を、1,200円から1,040円に引き下げようとするもの。
第163条	**（保険税の減免）** 資産割の廃止に伴い、ただし書きを削るもの。

２　附則

改正条項	改　正　要　旨
第１項	この条例の施行期日を令和４年４月１日とするもの。
第２項	国民健康保険税に関する経過措置を定めるもの。

大船渡市税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税分）

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険税の課税額） 第140条　［略］ ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は63万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第141条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.6を乗じて算定する。 ２　［略］ （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第142条　第140条第２項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の12.4を乗じて算定する。	（保険税の課税額） 第140条　［略］ ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は63万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第141条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.5を乗じて算定する。 ２　［略］

改正前	改正後
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第143条　第140条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について19,000円とする。	（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第142条　第140条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について30,900円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第143条の２　第140条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の３及び第161条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第145条の３及び第161条において同じ。）以外の世帯　22,000円 （２）　特定世帯　11,000円 （３）　特定継続世帯　16,500円	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第143条　第140条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の２及び第161条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第145条の２及び第161条において同じ。）以外の世帯　21,400円 （２）　特定世帯　10,700円 （３）　特定継続世帯　16,050円
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第144条　第140条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第144条　第140条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額） 第145条　第140条第３項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。	

改正前	改正後
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第145条の２　第140条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について6,000円とする。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第145条　第140条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について10,400円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第145条の３　第140条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　7,000円 （２）　特定世帯　3,500円 （３）　特定継続世帯　5,250円	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第145条の２　第140条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　7,200円 （２）　特定世帯　3,600円 （３）　特定継続世帯　5,400円
（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第146条　第140条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。	（介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第146条　第140条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る資産割額） 第147条　第140条第４項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。	
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第147条の２　第140条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について8,000円とする。	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第147条　第140条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について10,000円とする。
（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額） 第147条の３　第140条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について6,000円とする。	（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額） 第147条の２　第140条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について5,200円とする。
（保険税の賦課期日）	（保険税の賦課期日）

改正前	改正後
第148条　保険税の賦課期日は４月１日とする。	第148条　保険税の賦課期日は、４月１日とする。
（保険税の納期） 第150条　普通徴収によつて徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。 第１期　［略］ 第２期　［略］ 第３期　［略］ 第４期　［略］ 第５期　［略］ 第６期　［略］ 第７期　［略］	（保険税の納期） 第150条　普通徴収によつて徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。 第１期　［略］ 第２期　［略］ 第３期　［略］ 第４期　［略］ 第５期　［略］ 第６期　［略］ 第７期　［略］ 第８期　翌年２月１日から同月28日（うるう年の場合には、同月29日）まで
２～３　［略］	２～３　［略］
（保険税の減額） 第161条　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第２項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る	（保険税の減額） 第161条　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第２項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る

改正前	改正後
所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　13,300円	イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　21,630円
ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　15,400円	（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　14,980円
（ロ）　特定世帯　7,700円	（ロ）　特定世帯　7,490円
（ハ）　特定継続世帯　11,550円	（ハ）　特定継続世帯　11,235円
ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,200円	ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　7,280円
ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,900円	（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,040円
（ロ）　特定世帯　2,450円	（ロ）　特定世帯　2,520円
（ハ）　特定継続世帯　3,675円	（ハ）　特定継続世帯　3,780円
ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　5,600円	ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　7,000円
ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,200円	ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,640円
（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及	（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及

改正前	改正後
び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　9,500円	イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　15,450円
ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　11,000円	（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　10,700円
（ロ）　特定世帯　5,500円	（ロ）　特定世帯　5,350円
（ハ）　特定継続世帯　8,250円	（ハ）　特定継続世帯　8,025円
ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,000円	ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　5,200円
ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,500円	（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,600円
（ロ）　特定世帯　1,750円	（ロ）　特定世帯　1,800円
（ハ）　特定継続世帯　2,625円	（ハ）　特定継続世帯　2,700円
ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,000円	ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　5,000円
ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,000円	ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　2,600円
（３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に	（３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に

改正前	改正後
該当する者を除く。） イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,800円 ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,400円 （ロ）　特定世帯　2,200円 （ハ）　特定継続世帯　3,300円 ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　1,200円 ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,400円 （ロ）　特定世帯　700円 （ハ）　特定継続世帯　1,050円 ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　1,600円 ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　1,200円	該当する者を除く。） イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　6,180円 ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,280円 （ロ）　特定世帯　2,140円 （ハ）　特定継続世帯　3,210円 ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　2,080円 ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,440円 （ロ）　特定世帯　720円 （ハ）　特定継続世帯　1,080円 ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　2,000円 ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　1,040円
（保険税の減免） 第163条　［略］ ２　前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同項第２号に該当する者について、市長が国民健康保険税の資産割額を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は、職権で減免することができる。 （１）～（３）　［略］	（保険税の減免） 第163条　［略］ ２　前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（３）　［略］

改正前	改正後
３　［略］	３　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の大船渡市税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

資料３

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

１　本則

改正条項	改　正　要　旨
第４条の２	（出産育児一時金） 出産育児一時金の支給額を「40万４千円」から「40万８千円」に改めようとするもの。

２　附則

改正条項	改　正　要　旨
第１項	この条例の施行期日を令和４年１月１日とするもの。
第２項	出産育児一時金に関する経過措置を定めるもの。

【 改正理由 】

現在、国民健康保険の被保険者が出産したときの出産育児一時金として、出生児１人につき40万４千円、さらに、産科医療補償制度の対象となる場合は、当該制度の掛金相当額１万６千円を加算した総額42万円を支給しております。

今般、国において、産科医療補償制度の掛金を４千円引き下げるとともに、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持する方針が決定されたことから、健康保険法施行令等で定める本来分の金額が４千円引き上げられることとなりました。

このため、当市におきましても同様に金額を見直すものです。

なお、条例の一部改正に伴い、「大船渡市国民健康保険条例施行規則」を改正し、出産育児一時金の加算額を、現行の「１万６千円」から「１万２千円」に改める予定です。

【 出産育児一時金の支給額 】

	現　行	改正後	差　額	根拠法令等
本来分（市条例）	404,000円	408,000円	4,000円	健康保険法施行令
加算分（市規則）	16,000円	12,000円	△4,000円	産科医療補償制度
支給総額	420,000円	420,000円	0円	

【 産科医療補償制度 】

当該制度に加入している医療機関等での出産において、通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺になった場合、その児と家族に対して補償金を支払うものです。

大船渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大船渡市国民健康保険条例（昭和34年大船渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（出産育児一時金） 第４条の２　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万４千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定める額を加算するものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第２項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	（出産育児一時金） 第４条の２　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万８千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定める額を加算するものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第２項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る大船渡市国民健康保険条例第４条の２の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

資料４－１

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第２号）について

【補正理由】

・新型コロナウイルス関連補助金等及び前年度繰越金の増額補正

・財源振替による一般会計からの運営費繰入金の減額補正

【補正予算の概要】

補正予算総額　　0 千円

補正後予算総額　　273,391 千円

（1）歳　入

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
1	診療収入	7,433	ワクチン接種対策負担金の増額
3	繰入金	△20,042	財源振替に伴う運営費繰入金の減額
4	繰越金	1,777	前年度繰越金の確定に伴う増額
7	国庫支出金	1,500	感染症感染拡大防止対策に係る補助金の増額
9	県支出金	9,332	ワクチン接種関連補助金の増額
補 正 額 合 計		0	

（2）歳　出

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
1	総務費	0	財源振替
2	医業費	0	財源振替
補 正 額 合 計		0	

令和３年度　大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第２号）

資料４－２

令和３年度　大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第２号）

令和３年度大船渡市の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年 12 月２日　提　出

岩手県大船渡市長　　戸　　田　　公　　明

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		１４８，９５９	７，４３３	１５６，３９２
	1. 入院外収入	１４６，９１８	７，４３３	１５４，３５１
3. 繰入金		１０７，３６３	△２０，０４２	８７，３２１
	1. 他会計繰入金	８９，７２４	△２０，０４２	６９，６８２
4. 繰越金		１	１，７７７	１，７７８
	1. 繰越金	１	１，７７７	１，７７８
7. 国庫支出金		１，０００	１，５００	２，５００
	1. 国庫補助金	１，０００	１，５００	２，５００
9. 県支出金		０	９，３３２	９，３３２
	1. 県補助金	０	９，３３２	９，３３２
歳入合計		２７３，３９１	０	２７３，３９１

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		１８７，１８１	０	１８７，１８１
	1. 施設管理費	１８５，９８３	０	１８５，９８３
2. 医業費		６３，２７５	０	６３，２７５
	1. 医業費	６３，２７５	０	６３，２７５
歳出合計		２７３，３９１	０	２７３，３９１

補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

（　国民健康保険特別会計（診療施設勘定）　）

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	１４８，９５９	７，４３３	１５６，３９２
3. 繰入金	１０７，３６３	△２０，０４２	８７，３２１
4. 繰越金	１	１，７７７	１，７７８
7. 国庫支出金	１，０００	１，５００	２，５００
9. 県支出金	０	９，３３２	９，３３２
歳入合計	２７３，３９１	０	２７３，３９１

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	187,181	0	187,181	2,250	9,332		△20,042	8,460
2. 医業費	63,275	0	63,275	△750				750
歳出合計	273,391	0	273,391	1,500	9,332		△20,042	9,210

２．歳入

1（款）診療収入

1（項）入院外収入

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 その他の診療報酬収入	15,290	7,433	22,723	1 現年分	7,433	医科 7,433
計	146,918	7,433	154,351			

3（款）繰入金

1（項）他会計繰入金

1 一般会計繰入金	89,724	△ 20,042	69,682	1 一般会計繰入金	△ 20,042	運営費分 △ 20,042
計	89,724	△ 20,042	69,682			

4（款）繰越金

1（項）繰越金

1 繰越金	1	1,777	1,778	1 繰越金	1,777	前年度繰越金 1,777
計	1	1,777	1,778			

7（款）国庫支出金

1（項）国庫補助金

1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保補助金	1,000	1,500	2,500	1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保補助金	1,500	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保補助金（定） 1,500
計	1,000	1,500	2,500			

9（款）県支出金

1（項）県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金	0	9,332	9,332	1 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金	9,332	接種回数底上げ事業（定） 6,132 接種施設数増加協力事業（定） 3,200
計	0	9,332	9,332			

３．歳出

1（款）総務費

1（項）施設管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	185,983	0	185,983	11,582	0	△20,042	8,460			財源振替
計	185,983	0	185,983	11,582	0	△20,042	8,460			

2（款）医業費

1（項）医業費

1 医療用機械器具費	20,360	0	20,360	△968	0	0	968			財源振替
2 医療用消耗機材費	5,923	0	5,923	△32	0	0	32			財源振替
4 各種検査等委託費	5,010	0	5,010	250	0	0	△250			財源振替
計	63,275	0	63,275	△750	0	0	750			
計	189,440	△3,457	185,983	0	0	△8,397	4,940			